(4)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第七六条関係）
(5)　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条の二関係）
(6)　特定創業支援事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）
(7)　預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定等に基づく預金保険機構による金融機関等の株式の引受け等に伴い、当該金融機関等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）
(8)　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八一条関係）
(9)　特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八二条関係）

5　消費課税

㈠　清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第八七条関係）
(1)　清酒等の製造者のうち、その前年度の酒類（未納税移出等の適用を受けるものを除く。）の総課税移出数量が一万キロリットルを超える酒類製造者を適用対象から除外する。
(2)　果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）の軽減割合について、平成三二年一〇月一日以後は、その前年度の課税移出数量が一、〇〇〇キロリットル以下の場合にあっては九〇分の二六（改正前一〇〇分の二〇）、一、〇〇〇キロリットルを超え一、三〇〇キロリットル以下の場合にあっては一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の一〇）とする。
㈡　ビールに係る酒税の税率の特例措置について、ビールの製造者のうち、その前年度の酒類（未納税移出等の適用を受けるものを除く。）の総課税移出数量が一万キロリットルを超える酒類製造者を適用対象から除外した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の四関係）
㈢　入国者が輸入する紙巻たばこの税率の特例措置の適用期限を一年延長した上、平成三〇年一〇月一日以後の特例税率を一万二、〇〇〇円／一、〇〇〇本（改正前一万一、〇〇〇円／一、〇〇〇本）に引き上げることとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）
㈣　バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の七関係）
㈤　移出に係る揮発油の特定用途免税の特例等の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八九条の二、第八九条の三及び第九〇条関係）
㈥　公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一三関係）
㈦　車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、車線逸脱警報装置を装備した一定の乗合自動車等を特例の対象に加える等の見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一四関係）
㈧　不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九一条関係）
一六　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係
　国外送金等調書及び国外証券移管等調書の電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった国外送金等調書及び国外証券移管等調書の枚数を一〇〇以上（改正前一、〇〇〇以上）に引き下げることとした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条関係）
一七　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正関係
　法人税法の特定法人である法人は、法人税関係特別措置につき記載した適用額明細書を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、その適用額明細書に係る添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととした。（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条関係）
一八　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　法人課税

　法人税法の特定法人である法人は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定その他法人税に関する特例を定めている一定の規定により添付書類を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、これらの規定による添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二二条の二及び第三〇条の二関係）

2　資産課税

　次に掲げる措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。
㈠　東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の三関係）
㈡　独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記に対する登録免許税の免税措置（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

3　消費課税

　被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四三条の二関係）
一九　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

1　居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年の分配時調整外国税相当額のうち、その年分の所得税の額から控除しきれなかった金額がある場合には、その金額をその年分の復興特別所得税の額から控除することとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一三条の二関係）
2　支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除をされるべき金額のうち当該上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、当該金額は、当該所得税と併せて源泉徴収を行う当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除することとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二八条関係）
3　代表者等の自署押印制度を廃止することとした。（旧東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六〇条及び第六六条関係）
二〇　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五五号）の一部改正関係
　農地法の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三六条関係）